

配信日時	2026/1/24 19:01:06	送信ID	15975
配信者	川崎市		
対象サービス	全サービス		
対象地域	川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区		

件名	【川崎市からのお知らせ】地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の要件等について(通知)
本文	<p>市内指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様 市内指定障害者支援施設等 管理者 様</p> <p>日頃から本市障害保健福祉施策へ御尽力いただきありがとうございます。</p> <p>川崎市では地域生活支援拠点等の機能を強化する観点から、市内指定の事業所につきましては、本市と事前協議の上、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、市に届出いただくことで、拠点事業所として登録できる運用といたしました。</p> <p>ついては、新たに拠点機能を登録する場合については、次の掲載先の通知文等を御確認の上、届出の手続きをいただきますようお願いいたします。</p> <p>○川崎市ホームページ掲載先 [[https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000185067.html]]</p> <p>○インターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」 書式ライブラリ → 3. 川崎市からのお知らせ → 16. 地域生活支援拠点等について → 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の要件等について [[https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=368]]</p> <p>〔発信元〕 川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害者施設指導課事業者指定担当 電話:044-200-2927 FAX:044-200-3932 メールアドレス:40sidou@city.kawasaki.jp</p> <p>***** このメールアドレスには返信することはできません。返信いただいても回答することができませんので予めご了承ください。 *****</p>